



気をつけましょう！
「還付金詐欺」が
急増しています

道内で、平成22年9月を最後に被害がなかった「還付金詐欺」が、5月24日以降、相次いで発生しています。

道外でも増加の傾向で、警察庁の発表では、今年4月末で全国の認可件数は、249件と、前年同期の4・5倍、4月中だけでも86件、約8千2百万円の被害が発生しています。

還付金詐欺とは、機械の操作に不慣れな高齢者を狙い、役場や社会保険庁、税務署職員などを名乗り、「医療費の還付金の手続きが済んでいます。以前、

通知を出したのに返信がないので電話をしました。」などと、いきなり電話をかけたことのないことを強調し、信用させようとします。

その後、「今日中に手続きをしなければ、期限が切れてしまいます。」と言って焦らせ、「手続きをするので、キャッシュカードと携帯電話を持って、銀行のATMは混みますので近くのコンビニのATMに行ってください。」「ATMに着いたら受取方法を説明しますので、こちらの番号に電話してください。」と言って、ATMに向かわせます。

コンビニのATMに着いて相手の電話番号に電話すると「これから振り込みを行いますので、【お振り込み】ボタンを押してください。」「今から言うお客様番号（認証番号）を入力してください。」と、送金金額を打ち込ませ、「最後に端のボタンを押してください。」と、ATMを操作させ、お金をだまし取ります。

最近、銀行などの金融機関のATMは監視が厳しかったため、コンビニやスーパーなど警戒感が薄い場所を指定しています。

「役場や社会保険庁、税務署など公的機関の職員が、還付金の手続きについて電話をかけることはありません。」また「ATMでお金が返ってくることは絶対にありません」ので、くれぐれも注意してください。

「携帯電話を持ってATMに行つて、という電話があったら、間違いなく詐欺」と道警も注意を呼びかけています。

直ぐに、警察に連絡をしてください。

周りの人も、携帯電話をかけながら、ATMを操作している高齢者の方を見かけたら一声かけてあげましょう。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。



犬の放し飼い、フンの置き去り、無駄吠えなどの苦情が寄せられています。しかし、犬だけではフンの片付けや狂犬病の予防接種はできません。飼い主は責任と自覚を持って犬を飼いましょう。

犬を飼う場合は登録が必要です。犬の登録をする方は「犬の新規登録用紙」に必要な事項を記入し、狂犬病予防接種の会場へ持参してください。

犬の新規登録用紙

申請者	住所	〒		
	ふりがな		電話番号	
犬	氏名			
	所在地	※		
	種類	・雑種	毛色	
	性別	名前		
	生年月日	体格	大・中・小	
避妊・去勢手術の有無		有・無		

※印欄には、申請者の住所と犬の住所が異なる場合のみ記入してください。

◎散歩中などの犬のフンは
飼い主が責任をもって
持ち帰りましょう

トイレは自宅の決まった場所です。犬の決まった場所（トイレ）で排泄できるようにします。（トイレトレーニングすればできます）。散歩中はビニール袋を持ち歩くだけでなく、必ずフンを持ち帰りましょう。

お問い合わせ先

生活環境課

生活環境グループ

(☎2-2454)